

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則

平成19年3月29日

規則第7号

(趣旨)

第1条 職員等の旅費に関しては、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第14号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(旅行取消し等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額とする。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第8項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗車券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令簿等の記載事項及び様式)

第4条 条例第4条第5項に規定する旅行命令簿等の記載事項及び様式は、別記様式による。

(旅行命令等の変更の申請)

第5条 旅行者が条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を添えてしなければならない。

(路程の計算)

第6条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 郵便事業株式会社の調べに係る郵便線路図に掲げる路程

2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。

- 3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、郵便線路図に掲げる各市町村（都については、各特別区）内における郵便局で当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。ただし、これにより難い事情がある場合には、あらかじめ広域連合長の承認を得て定める起点によることができる。
- 4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。
- 5 前2項の規定により陸路の路程を計算しがたい場合には、前2項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、職員等の旅費に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月22日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月23日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

旅行命令（依頼）簿										
決 裁	広域連合長		副広域連合長		事務局長		課 長		係 長	係
							総務課長		総務係長	係
命令番号	第 号		職名				氏名			認 印
用 務				用務先						
経 路	往 路	～ ( 線)		復 路	～ ( 線)					
		～ ( 線)			～ ( 線)					
		～ ( 線)			～ ( 線)					
金 額	往 路	～ ( 円)		復 路	～ ( 円)		合 計			
		～ ( 円)			～ ( 円)		円			
		～ ( 円)			～ ( 円)		円			
期 間	月 日から		日 間		備考					
支 出 科 目	款		概 算	月 日		円		領 収 印	出 勤 簿 手 入	
	項									
	目		精 算	月 日		円				
	節									

備考

- 1 決裁の項については、必要に応じて適宜区分するものとする。
- 2 この様式により難い事情がある場合は、あらかじめ広域連合長の承認を得て定める様式とすることができる。